

# 青森県報

第二千四百九号

平成十六年  
十一月二十四日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………	(団体経営課) …… 一
保安林の指定解除予定……………	(林政課) …… 一
漁船保険付保義務の発生……………	(水産振興課) …… 二
道路の区域の変更……………	(道路課) …… 二
道路の供用の開始……………	(同) …… 三
公 告	
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(医療業務課) …… 三
大規模小売店舗の変更の届出……………	(経営振興課) …… 四
土地改良区の定款変更の認可……………	(農村整備課) …… 五
右 同……………	(同) …… 五
県営土地改良事業計画変更の決定……………	(同) …… 五
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(経 理 課) …… 六
公安委員会	
交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則……………	(企 画 課) …… 六
正 誤	
平成十六年九月三十日号外第七十三号人事委員会中……………	(人事委員会事務局) …… 七

## 告 示

## 示

### 青森県告示第六百九十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十六年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
三沢市五川目一丁目一四五の一九四 立花 龍雄	三沢区域	総トン数二トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として刺網漁業
三沢市鹿中三丁目四四九の二 河村 義徳		
三沢市鹿中一丁目五三二 佐々木 光夫		総トン数二トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかづり漁業
三沢市大字三沢字流平六九の一九六 高橋 政志		
三沢市鹿中三丁目一四五の四九〇 河村 清治		総トン数二トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてほき貝けた網漁業
三沢市鹿中三丁目一四五の四九六 河村 保喜		
三沢市鹿中一丁目一四五の七一 富田 由廣		
三沢市三川目四丁目六九の二二三 宮古 武則		

### 青森県告示第七百号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の

通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附二一八（国有林。次の図に示す部分に限る。）

保安林として指定された目的

風害の防備

保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

解除予定保安林の所在場所

上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附二一八（国有林。次の図に示す部分に限る。）

保安林として指定された目的

公衆の保健

保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び六ヶ所村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第七百一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定に

よる次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたと認められたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十六年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名

加入区の名称

上北郡六ヶ所村大字泊字泊山一番地一九

中村 幸一

泊

上北郡六ヶ所村大字泊字焼山七四番地四〇

高塚 金作

上北郡六ヶ所村大字泊字泊山一番地一六一

館花 政藏

青森県告示第七百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年十二月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	陸奥鶴田停車場線	北津軽郡鶴田町大字鶴田字前田三七の一から 北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬一八三の一まで	前	六・五〇メートルから 七・二〇メートルまで	三九七・〇〇メートル	
2	県道	福山五所川	五所川原市大字浅井字種取一〇から	前	一七・〇〇メートルから 二一・二〇メートルまで	一一五・〇〇メートル	

4	県道	五戸下田停車場線	上北郡下田町字下谷地二六〇から 上北郡下田町字下境二の一まで	後	六八・〇〇メートルから 六八・〇〇メートルまで	四、一七〇・〇〇メートル
3	県道	嘉瀬停車場線	北津軽郡金木町大字嘉瀬字雲雀野一〇九の一から 北津軽郡金木町大字嘉瀬字雲雀野一〇九の四まで	後	二〇・二〇メートルから 二〇・二〇メートルまで	一一二・〇〇メートル
		原線	五所川原市大字水野尾字懸樋三〇六まで	後	一一八・〇〇メートルから 一一二・二〇メートルまで	一一五・〇〇メートル

青森県告示第七百三三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年十二月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

県道	陸奥鶴田停車場線	北津軽郡鶴田町大字鶴田字前田三七の一から 北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬一八三の一まで	平成一六・二・四
県道	福山五所川原線	五所川原市大字浅井字種取一〇から 五所川原市大字水野尾字懸樋三〇六まで	"
県道	嘉瀬停車場線	北津軽郡金木町大字嘉瀬字雲雀野一〇九の一から 北津軽郡金木町大字嘉瀬字雲雀野一〇九の四まで	"

県道	五戸下田停車場線	上北郡下田町字小前谷地二四七から 上北郡下田町字下境二の一まで	一六・二・三〇
市道	市川下田停車場線	上北郡下田町字下境三〇の五から 上北郡下田町字下境一九の六まで	"

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量  
ポータルイメージング装置一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県立中央病院管理調達課

- 一 青森市東造道二丁目の一
  - 二 契約の方法
  - 三 随意契約
  - 四 契約の相手方を決定した日  
平成十六年十一月二日
  - 五 契約の相手方の名称及び住所  
青森三菱電機機器販売株式会社  
青森市中央一丁目二三の四
  - 六 契約金額  
三千七百八十万円
  - 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
  - 八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積もりした者を契約の相手方としたものである。
- ~~~~~
- 大規模小売店舗の変更の届出
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。
- 平成十六年十一月二十四日
- 青森県知事      三      村      申      吾
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
弘前駅前地区再開発ビル  
弘前市大字駅前町九の二〇
  - 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社弘前再開発ビル  
弘前市大字駅前町九の二〇

三 代表取締役 對馬宏制  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 愛知県愛知郡長久手町塚田五二六 代表取締役 菊地敬一	株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 愛知県愛知郡長久手町大字長湫字上鴨田一の一 代表取締役 菊地敬一	平成 一六・一・二四
有限会社フレックスコーポレーション 青森市大字八ツ役字矢作四二の一 代表取締役 加川澄子	有限会社フレックスコーポレーション 青森市第二問屋町二丁目五の一 代表取締役 加川澄子	一五・七・一〇
株式会社湘南サービス社 京都府京都市中京区西洞院蛸薬師下ル古西町四三六 代表取締役 石川源一	削除	一四・八・三
株式会社大創産業 広島県東広島市西条町大字吉行字向一の六〇 代表取締役 矢野博文	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東二丁目四の一四 代表取締役 矢野博文	一六・三・一
株式会社アシーネ 東京都江東区亀戸一丁目四〇の二〇 代表取締役 岡田正春	株式会社アシーネ 東京都台東区北上野二丁目六の四 代表取締役 岡田正春	一五・一〇・二三
有限会社マツク ピー ベンチ 埼玉県熊谷市柿沼八三二の一 代表取締役 アスビケ・ヘンリー	有限会社マツク ピー ベンチ 埼玉県行田市持田二丁目九の二 代表取締役 アスビケ・ヘンリー	一五・五・一
株式会社庄子デンキ 宮城県仙台市太白区長町二丁目一の三九 代表取締役 庄子正文	削除	一六・三・二九
有限会社ジーユー 青森市新町一丁目三の七 代表取締役 山田有道	有限会社ジーユー 青森市新町一丁目三の七 代表取締役 山田有道	一五・三・一

	株式会社イワマ靴店 宮城県仙台市青葉区一番町四丁目九の一七 代表取締役 岩間英泰	株式会社フジックス 兵庫県姫路市東今宿三丁目三の七 代表取締役 藤野恭久	株式会社はるやまチエーン 北海道札幌市豊平区平岸二条九丁目三の一五 代表取締役 永原邦夫
	一五・六七	一六・八一	一四・二・一六

四 届出年月日

平成十六年十一月十二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十六年十一月二十四日から平成十七年三月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年三月二十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、浅水七崎土地改良区の定款の変更を平成十六年十一月十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十六年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、田山堰土地改良区の定款の変更を平成十六年十一月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十六年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、百石地区の県営土地改良事業（農村総合整備事業（農業用排水施設整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書の写し
- 三 縦覧の期間  
平成十六年十一月二十五日から同年十二月二十二日まで
- 四 縦覧の場所  
百石町役場

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量  
灯体洗浄装置 一台
- 二 調達方法  
購入
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県出納局経理課  
青森市長島一丁目の一
- 四 契約の方法  
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日  
平成十六年十月二十八日
- 六 契約の相手方の名称及び住所  
東芝ライテック株式会社東北営業所  
宮城県仙台市青葉区国分町二丁目二の二
- 七 契約金額  
四千六百二十万円
- 八 契約の相手方を決定した手続

購入物品に要求する性能等が満たされると判断された製作仕様書等を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日  
平成十六年九月十日

公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十一月二十四日

青森県公安委員会委員長 榎 引 貞

青森県公安委員会規則第六号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

- |      |                 |
|------|-----------------|
| 西部交番 | 青森市沖館一丁目二番一号    |
| 千刈交番 | 青森市久須志四丁目一九番四三号 |
| 勝田交番 | 青森市勝田一丁目一五番九号   |
| 旭町交番 | 青森市北金沢二丁目一〇番六号  |

- |      |               |
|------|---------------|
| 西部交番 | 青森市沖館一丁目二番一号  |
| 勝田交番 | 青森市勝田一丁目一五番九号 |

に、を

平成十六・九・三〇 号外第七三三号		発行年月日	発行番号	
人事委員会		区	分	
—		ジペー	段	
上		行	後ろから四	
後ろから五		誤	附則を附則第一項とし、附則に次の一項	
2 平成十六年度の寒冷地手当については、この規則の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までにこの規則の改正により定める。		正	本則の次に次の附則	
附則 平成十六年度の寒冷地手当については、この規則の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までにこの規則の改正により定める。				

正

誤

人事委員会事務局

に改める。 別表第一中	を	を	を
後潟警察官駐在所 三内警察官駐在所 浪館警察官駐在所	青森市大字六枚橋字磯打二五番地 青森市大字三内字稲元一二二番地一 青森市大字浪館字平岡六六番地	青森市南佃二丁目一番一号 青森市浪館前田三丁目二番二一号	つくだ交番 つくだ交番 三内丸山交番
に改める。	に改める。	に改める。	に改める。
附則	この規則は、平成十六年十二月六日から施行する。		

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭